

明治三十三年勅令

室息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書

下ニ記名スル海牙万国平和會議ニ賛同シタル諸国ノ全権委員ハ之カ為各本国政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日・十二月十一日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ左ノ宣言ヲ為セリ

締盟国ハ室息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止ス

締盟国中ノ二国又ハ数国ノ間ニ戦ヲ開キタル場合ニ限り締盟国ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

前項ノ義務ハ締盟国間ノ戦闘ニ於テ一ノ非締盟国力交戦国ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管証書ヲ作り其ノ認証牒本ヲ外交上ノ手続ニ依リ各締盟国ニ交付スヘシ

非記名国ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知スヘシ

若締盟国中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シタル後一箇年ヲ経過スルニ非サレハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭国政府ヨリ直ニ爾余ノ締盟国ニ通知ス

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル国ノミニ止ルモノトス

右証拠トシテ各全権委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ保管シ其ノ認証牒本ヲ外交上ノ手続ニ依リ締盟国ニ交付スルモノナリ

独逸国	ムンステル印
奥地利洪牙利国	ヴェルセルスハインプ印 オコリクサニー印
白耳義国	ア、ベルネルト印 伯爵ド、グレル、ロジエー印 シュヴァリエー、デカン印
清国	楊儒印
丁抹国	エフ、ビル印
西班牙国	公爵デ、テツアン印 ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチャ印 アルツーロ、デ、バゲール印
墨西哥合衆国	ド、ミエー印 セニール印
仏蘭西共和国	レオン、ブルジョア印 ジェー、ピウール印 デツールネル、ド、コンスタン印
希臘国	ニー、デリアンニ印
伊太利国	ニーグラ印 ア、ツアンニーニ印 ボンビーリー印

日本国	本野一郎印
盧森堡国	アイシエン印
「モンテネグロ」国	スタール印
和蘭国	ファン、カルネベーク印 デン、ペール、ポールチュゲール印 デー、エム、チェー、アッセル印 エー、エヌ、ラヒュセン印
波斯国	ミルザ、リザ、カン（アルファ、ウッドウレー）印
葡萄牙国	伯爵デ、マセーツ印 ドルネーラス、デ、ヴァスコンセーロス印
羅馬尼亞国	伯爵デ、セリール印 アー、ベルデマン印 ジャン、エヌ、パビニウ印
露西亞国	スタール印 ア、バシリー印
塞爾比亞国	ミヤトヴィツチ印
暹羅国	ピア、スリヤ、ヌヴァトル印 ヴィスッダ印
瑞典諾威国	ビルト印
瑞西国	ロート印
土耳其国	チュルカン印 ヌーリー印 アブズラー印 メヘメッド印
勃爾牙利国	博士デ、スタンショッフ印 陸軍少佐ヘツサブチエッフ印

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭国海牙ニ於テ万国平和會議ニ賛同シタル帝国全権委員ト各国全権委員トノ間ニ協議決定シ記名調印シタル室息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言ヲ親シク閲覧点検シタルニ善ク朕力意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右宣言ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十年明治三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈴セシム御名国璽

外務大臣 子爵 青木周藏印